

視覚障害認定要領見直し案（視野関連抜粋）

第4回視覚障害の認定基準に関する検討会	
平成29年7月28日	資料4

○ 身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について（平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）（視野関連抜粋）

（変更点は下線部）

見直し案	現行
<p>別紙 身体障害認定要領</p> <p>第1 視覚障害 1 診断書の作成について 身体障害者診断書においては、眼の障害は視力障害と視野障害とに区分し、原因の如何を問わずそれらの障害の永続する状態について、その障害を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。</p> <p>(1) 「総括表」について ア「障害名」について 障害の部位とその部分の機能障害の状態を記載する。（<u>両眼視力障害、両眼視野障害</u>等）</p> <p>イ「原因となった疾病・外傷名」について 視覚障害の原因となつたいわゆる病名であり、障害の分野別に具体的な傷病名を記載する。（<u>糖尿病網膜症、緑内障性視神経萎縮、加齢黄斑変性</u>等） 傷病発生年月日の記載については、初診日でもよく、不明確な場合は推定年月日を記載する。</p> <p>ウ「参考となる経過・現症」について 通常の<u>診療録</u>に記載される内容のうち、身体障害者としての障害認定の参考となる事項を摘記する。 現症については、別様式診断書「視覚障害の状況及び所見」の所見欄に記載された事項から必要に応じ摘記する。</p> <p>エ「総合所見」について 傷病の発生から現状に至る経過及び現症を通じて身体障害者としての障害認定に必要な症状の固定又は永続性の状態を記載する。</p>	<p>別紙 身体障害認定要領</p> <p>第1 視覚障害 1 診断書の作成について 身体障害者診断書においては、眼の障害は視力障害と視野障害とに区分し、原因の如何を問わずそれらの障害の永続する状態について、その障害を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。</p> <p>(1) 「総括表」について ア「障害名」について 障害の部位とその部分の機能障害の状態を記載する。（<u>両眼失明、視野狭窄、視野欠損</u>等）</p> <p>イ「原因となった疾病・外傷名」について 視覚障害の原因となつたいわゆる病名であり、障害の分野別に具体的な傷病名を記載する。（<u>糖尿病性網膜症、緑内障性視神経萎縮、ベーチェット病</u>等） 傷病発生年月日の記載については、初診日でもよく、不明確な場合は推定年月日を記載する。</p> <p>ウ「参考となる経過・現症」について 通常のカルテに記載される内容のうち、身体障害者としての障害認定の参考となる事項を摘記する。 現症については、別様式診断書「視覚障害の状況及び所見」の所見欄に記載された事項から必要に応じ摘記する。</p> <p>エ「総合所見」について 傷病の発生から現状に至る経過及び現症を通じて身体障害者としての障害認定に必要な症状の固定又は永続性の状態を記載する。</p>

成長期の障害、進行性病変に基づく障害、手術等により障害程度に変化が予測される場合は、将来再認定の時期等を記載する。

(2) 「視覚障害の状況及び所見」について

ア (略)

イ 屈折異常のある者については、矯正視力を測定することが、この場合最良視力が得られる矯正レンズによって得られた視力を採用する。眼内レンズ挿入眼は裸眼と同等に扱い、屈折異常がある場合は適正に矯正した視力を採用する。

ただし、矯正不能のもの又は医学的にみて矯正眼鏡又はコンタクトレンズ装用が不可能と判断されるものは裸眼視力を採用する。

ウ 視野の測定には、ゴールドマン型視野計あるいは自動視野計を用いる。ゴールドマン型視野計で判定する場合は、I/4、I/2の視標を用いる。自動視野計で判定する場合は、視標サイズⅢを用い、両眼開放エスターマンテスト、ならびに10-2プログラムを用いる。

エ ゴールドマン型視野計あるいは自動視野計の結果は、診断書に添付する。

オ 現症については、外眼部、中間透光体及び眼底についての病変の有無とその状態を記載する。

2 障害程度の認定について

(1) 視力障害は視力障害と視野障害とに区分して認定し、それら両方が身体障害者障害程度等級表に掲げる障害に該当する場合は、身体障害認定基準の障害が重複する場合の取扱いにより、上位等級に認定することが可能である。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 視野の判定は、ゴールドマン型視野計あるいは自動視野計のどちらか一方で行うこととし、両者の測定結果を混在させて判定することはできない。

成長期の障害、進行性病変に基づく障害、手術等により障害程度に変化が予測される場合は、将来再認定の時期等を記載する。

(2) 「視覚障害の状況及び所見」について

ア (略)

イ 屈折異常のある者については、矯正視力を測定することが、この場合最も適正に常用しうる矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力によるもので、眼内レンズの装着者についても、これを装着した状態で行う。

ただし、矯正不能のもの又は医学的にみて矯正に耐えざるものは裸眼視力による。

ウ 視野の測定には、ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定する。ゴールドマン視野計を用いる場合、求心性視野狭窄等による中心視野の測定にはI/2の視標を用い、周辺視野の測定にはI/4を用いる。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標を用いることとする。

エ 現症については、外眼、中間透光体及び眼底についての病変の有無とその状態を記載する。

2 障害程度の認定について

(1) 視力障害は視力障害と視野障害とに区分して認定し、それら両方が身体障害者障害程度等級表に掲げる障害に該当する場合は、身体障害認定基準の障害が重複する場合の取扱いにより、上位等級に認定することが可能である。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 視覚障害の状態には周辺からほぼ均等に狭くなるもの（求心性狭窄）、ある部分だけが欠損して見えないもの（不規則性狭窄）、左右眼の視野の半分に欠損が現れるもの（半盲性—同側半盲、交叉半盲）等があるが、視能率を測定・記載するのは、求心性視野狭窄により両眼の中心視野がそれぞれI/2の視標で10度以内の

<p>(5) <u>自動視野計において等級判定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計にて再評価する。</u></p> <p>(6) 乳幼児の視覚障害の認定時期については、<u>無眼球など器質的所見が明らかな事例は別として</u>、医学的に判定が可能となる年齢は、一般的には概ね満3歳時以降と考えられるので、その時期に障害認定を行うことが適当である。ただし、視覚誘発電位（VEP）、<u>縞視力（PL法等）</u>で推定可能なものは、3歳以下で認定しても差し支えない。</p> <p>なお、成長期の障害、進行性の障害、近い将来手術の予定される場合等については、将来再認定の要否等について明確に記載する必要がある。</p> <p>第2～第11 (略)</p>	<p>場合である。この場合、輪状暗点があるものについて、中心の残存視野がそれぞれI/2の視標で10度以内のものも含むこととする。</p> <p>(5) <u>求心性視野狭窄において、視力の測定は可能であっても、指定されたI/2の視標では視野が測定できない場合があるが、この場合は、視能率による損失率100%として取り扱う。</u></p> <p>(6) 乳幼児の視覚障害の認定時期については、<u>事例にもよるが</u>、医学的に判定が可能となる年齢は、一般的には概ね満3歳時以降と考えられるので、その時期に障害認定を行うことが適当である。ただし、視覚誘発脳波（VEP）、<u>選択視（PL法）</u>にて推定可能なものは、3歳以下で認定しても差し支えない。</p> <p>なお、成長期の障害、進行性の障害、近い将来手術の予定される場合等については、将来再認定の要否等について明確に記載する必要がある。</p> <p>第2～第11 (略)</p>
---	---